

特許庁委託事業

クウェートにおける知的財産制度と
その運用に関する調査

2017年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部

目次

I.	はじめに.....	3
A.	クウェート概要.....	5
B.	対外貿易.....	14
C.	クウェートの主な貿易港.....	19
D.	日本とクウェートの関係.....	21
E.	クウェートの商標制度の検討.....	23
F.	クウェートと知的財産権.....	23
II.	クウェートにおける模倣の現状.....	26
III.	クウェートの知的財産に関する法規及び条約.....	28
IV.	GCC 商標法及び施行規則の概要.....	30
V.	クウェートの知的財産保護関連の政府機関.....	30
VI.	クウェートの知的財産保護に関する司法制度と裁判判決.....	31
VII.	税関による知的財産権の行使.....	35
VIII.	警察による知的財産の取締り.....	41
IX.	司法的救済（民事訴訟）.....	45
X.	その他の行政機関による取締り.....	47
XI.	クウェートにおける知的財産登録制度.....	49
XII.	クウェートの知的財産保護及び模倣品対策関連の NPO 及び NGO の概要.....	54
XIII.	知的財産保護の関連政府機関の問い合わせ先.....	56
XIV.	参考文献.....	58

I. はじめに

クウェートは中東のアラビア半島北東部にあり、イラク、サウジアラビアと国境を接している。クウェートは、他の中東諸国とは対照的に、首長制と民主主義を採用し、政治制度は立憲君主制である。国家元首は首長、すなわちシェイク（Sheikh）であり、行政府の長は首相である。アラビア語が公用語だが、英語が広く話されている。クウェートの通貨クウェート・ディナールは、世界で最も高く評価されている通貨の一つである。

クウェートは、国連やその専門機関や関連機関の多くに加盟している。加盟している機関には、世界銀行グループの一員である国際復興開発銀行（IBRD）、国際通貨基金（IMF）、世界貿易機関（WTO）、アフリカ開発銀行（AFDB）、アラブ経済社会開発基金（AFESD）、アラブ連盟、アラブ通貨基金（AMF）、アラブ経済統合理事会（CAEU）、西アフリカ経済社会委員会（ESCWA）、77か国グループ（G-77）、湾岸協力理事会（GCC）などがある。

地理的に見ると、クウェートは規模の小さい国である。しかし、比較的に開かれた経済の豊かな国である。同国の原油埋蔵量は約1040億バレルで、世界の埋蔵量の8%と推定される。2016年に、人口は約430万人と推定され、その分布はクウェート人30.5%、その他アラブ人28.7%、アジア人37.8%、アフリカ人1.9%、その他1.1%（ヨーロッパ人、南北アメリカ人、オーストラリア人を含む）である。2015年の暫定データに基づけば、石油生産とその販売／輸出は、関連製品とともに、クウェートの輸出及び政府所得の約94%を構成している。購買力平価（PPP）GDPは約2940億ドルである。GDPの産業別構成は、農業0.4%、工業59%、サービス業40.2%である（IMF World Economic Outlook, 2015）。

既存産業は、石油産業、石油化学工業、セメント業、造船・修理業、脱塩業、食品加工業、建設資材業である。輸出商品は、石油製品、化学肥料である。主要な輸出相手国とその割合は、韓国 14.6%、中国 12.1%、インド 12.1%、日本 10.4%、米国 7.6%、パキスタン 5.9%、シンガポール 4.3%である。輸出額は約 571 億 3000

万ドルであった。輸入額は 256 億 7000 万ドルで、主に食品、建設資材、車両と部品、衣類である。輸入相手国とその割合は、中国 13%、米国 9.5%、サウジアラビア 7.6%、日本 6.4%、ドイツ 5%、フランス 4.3%、インド 4.2%である。

「将来世代基金」の投資計画があるにもかかわらず、クウェート政府は、主な国家収入の供給源である石油への依存度を下げることができていない。これに加えて、議会と政府の持続的な対立など多様な要因のためにビジネス環境の整備が十分ではない。

もともと、政府は、2010 年に宣言した長期経済開発計画を通じて、4 年間で 1040 億ドルを拠出する予定であると述べて、民間セクターを蘇らせようとした。しかし、複数の大プロジェクトが検討されたものの、特に、中東周辺や GCC 地域の近隣諸国の不確実な政治状況もあって、実施されるに至ったのはわずかにすぎない。

A. クウェート概要

❖ 地理

クウェートは総面積わずか 17,818 平方キロメートルで、南北 185 キロメートル、東西 208 キロメートルに伸びている。

イラクとは 240 キロメートル、サウジアラビアとは 222 キロメートル国境を接する。クウェートの東側にあるペルシャ湾の国境線は 499 キロメートルに及ぶ。

土地は主に平坦で乾燥し、地面は砂利で覆われている。標高は東部の海側の海拔ゼロから、西部のアル・シガーヤ頂上の海拔 290 メートルに及ぶ。

クウェートの主な地形的標識の一つが、クェーカー湾の北西岸に接するアルザウルの断崖で、高さは最高で海拔 145 メートルに及ぶ。



図 1：クウェート国

❖ 気候

気温は4月から9月にかけて40度代後半にも達し、6月から8月にかけて摂氏50度を超えることもある。クウェートのうだるような暑さとペルシャ湾からの湿った風が相まって、国民の大多数は涼を求めて国外に出ざるを得ない。10月から4月の天候は概ね穏やかで、気温は日中が18度ぐらいで夜には急激に下がる。

❖ 諸島

クウェート沖には国家の管轄下にあるアウハ、ブビヤン、ファイラカ、クバール、ミスカーン、カル、ウムム・アル・マラディム、ウムム・アル・ナムル、ワルバの9島がある。最も有名なのがブビヤンとファイラカである。クウェート政府は将来両島のエコツーリズムから利益を得るつもりである。

❖ 政府

クウェートは半民主主義的政治制度を持つ立憲君主国（首長国）である。「アミール（首長）」の継承は「ムバーラク・アル・サバーハ」の直系男子に限られる。アル・サバーハ家は1756年以来同国を支配している。現首長はシェイク・サバーハ・アル・アハマド・アル・ジャービル・アル・サバーハ、皇太子はシェイク・ナワフ・アル・アハマド・アル・ジャービル・アル・サバーハである。

同国は1961年の独立後に政治的独自性を確立した。1962年11月11日、憲法が承認された。憲法は役割、権力の分立を規定し、最も重要なこととして直接議会選挙を求めた。憲法は制定以来、改憲されていない。

憲法では、政治制度は選出議会と任命政府に分かれている。クウェートは湾岸諸国では初めて（アラブ諸国ではレバノンに次いで2番目）選出議会を持った。この議会（現地では「国民議会（Majlis Al Ummah）」と呼ばれる）は直接選挙で選出された50名の議員から構成される。任期は4年である。一方、およそ15名が立法者及び大臣を務め、首長が閣僚を任命する。議会は追認することはないが、大臣の不信任投票及び政令への拒否権行使をすることができる。

クウェートは湾岸協力会議（GCC）の創設メンバーであり、他にバーレーン、オマーン、カタール、アラブ首長国連邦（UAE）、サウジアラビア（KSA）が名を連ねる。加えて、同国は以下の組織の積極的メンバー国である。

- アラブ連盟
- イスラム諸国会議機構（OIC）
- 石油輸出国機構（OPEC）
- 世界貿易機関（WTO）
- 国際労働機関（ILO）
- 国際連合（UN）及びその諸機関

❖ 人口

世界銀行のデータによれば、2014年末のクウェートの人口は337万人を超え、そのうちのおよそ30%がクウェート人である。その他は主にアラブ世界及び東南アジアからの外国人労働者である。

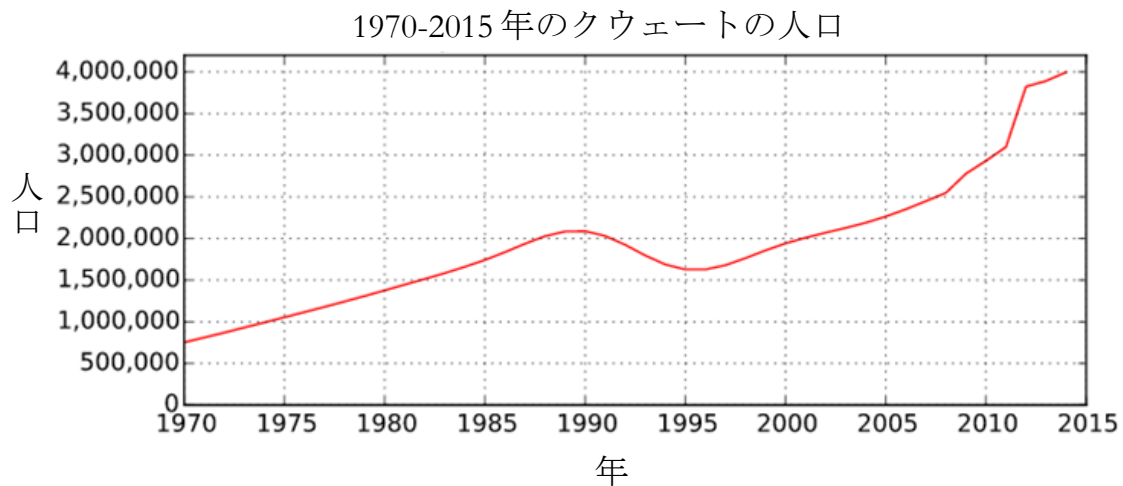


図1：1970年以降のクウェートの人口
(出典：クウェート中央統計局)

人口統計を以下の表に示す。

表1 クウェート人口統計

(出典：世界銀行及びクウェート・パブリック・オーソリティ・フォー・シビル・インフォメーション)

通し番号	プロファイル	年齢層	統計
1	人口	---	4,330,308
2	年齢構成	0 - 14 歳	25.4%
		15 - 55 歳	67.6%
		55 - 64 歳	4.7%
		65 歳以上	2.2%
3	人口増加率	---	1.7%
4	1人当たりの年間 GDP	---	\$ 52,197

上の表から、人口の最多を占める年齢層は15-55歳であることがわかる。クウェートは人口構成が若いことが知られている。

❖ 県

クウェートはアハマディ県、ファルワーニーヤ県、アースィマ県、ジャハラー県、ハワリ県、ムバーラク・アル・カビール県の6つの県（ムハーファザ）に分かれ、これらの県が郡に分かれている。主要な都市は首都のクウェートシティ及びジャハラー（クウェートシティから北西へ車で30分）である。主な住宅及びビジネス地域はサルミヤ及びハワリである。主な工業地域はアースィマ県内のシュワイフである。

クウェートの人口は各県に以下のように分布している。

表2 クウェートの人口分布

(出典：クウェート・パブリック・オーソリティ・フォー・シビル・インフォメーション)

番号	県	2016年		
		クウェート人	クウェート人以外	合計
1	アースィマ県	240,374	317,108	557,482
2	ハワリ県	225,998	702,785	928,783
3	アハマディ県	279,865	629,947	909,812
4	ジャハラー県	189,203	342,295	531,498
5	ファルワーニーヤ県	233,645	922,211	1,155,856
6	ムバーラク・アル・カビール県	152,508	94,369	246,877
合計		1,321,593	3,008,715	4,330,308

さらに、以下の図に2015年のクウェートの人口分布を示す。

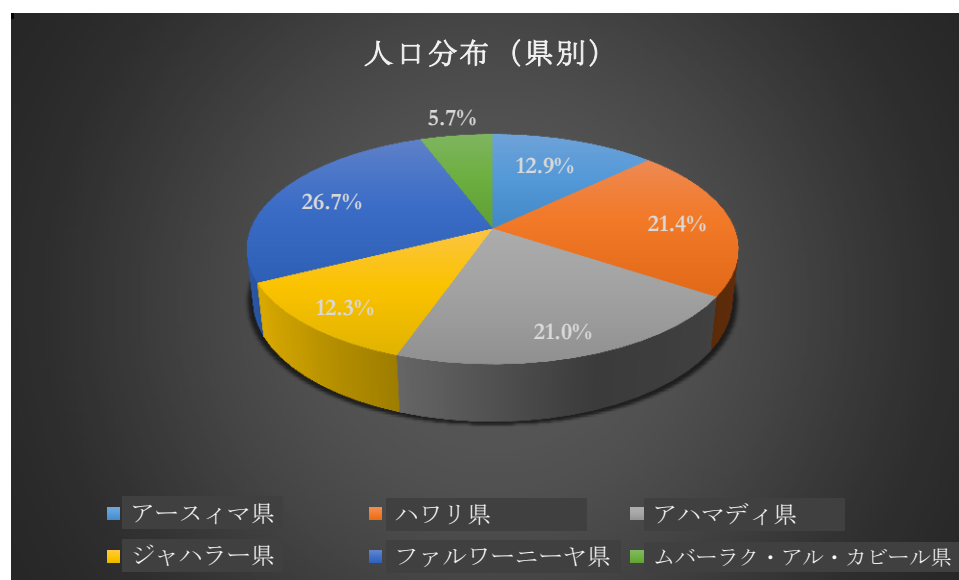


図2：クウェートの県別の人口分布

表3 クウェートの県別男女別の人口分布 – 2016年

(出典：クウェート・パブリック・オーソリティ・フォー・シビル・インフォメーション)

県	国籍								
	クウェート人			クウェート人以外			合計		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
アースイマ	116,949	123,425	240,374	192,254	124,854	317,108	309,203	248,279	557,482
ハワリ	111,282	114,716	225,998	405,563	297,222	702,785	516,845	411,938	928,783
アハマディ	138,413	141,452	279,865	474,336	155,611	629,947	612,749	297,063	909,812
ジャハラー	92,297	96,906	189,203	211,690	130,605	342,295	303,987	227,511	531,498
ファルワーニーヤ	113,850	119,795	233,645	694,275	227,936	922,211	808,125	347,731	1,155,856
ムバーラク・アル・カビール	75,384	77,124	152,508	52,270	42,099	94,369	127,654	119,223	246,877
合計	648,175	673,418	1,321,593	2,030,388	978,327	3,008,715	2,678,563	1,651,745	4,330,308

上の表は、ハワリ県がファルワーニーヤ県に次いで人口が多く、総人口928,783人のうち225,998人がクウェート人であることを示す。1,155,856人の住民を抱えるファルワーニーヤ県がクウェートで最も人口の多い県である。アハマディ県の後にジャハラー県とアースイマ県が続き、その住民総数はそれぞれ531,498人と557,482人である。

❖ 天然資源

クウェートには石油以外の天然資源がほとんどない。同国は世界の石油確認埋蔵量のおよそ8.0%を持つが、これは推定1040億バレルに相当し、石油資源では世界の上位5カ国に入る。「ブルガン油田」は同国最大の油田で、推定埋蔵量は700億バレルに上り、世界第2位の規模を誇る。現在の人口規模から見て、クウェートには100年以上持つだけの石油があると考えられる。クウェート湾は長年アラビア半島とイラクを出入りする貿易のアクセスポイントの役割を果たしてきた。したがって同湾は同国の最も重要な地理的特徴の一つとみなされる。

伝統的に、クウェート人は造船、真珠採取、貿易及び漁業に携わっていた。1868年のスエズ運河開通前は、クウェート湾はペルシャ湾の二つの大きな自然港の一つだった。石油の発見前は、この湾は同国にとって最も貴重な天然資源だった。

クウェートは、国境をまたぐ混乱が収まったならば、今後数年のうちに北の隣国との地理的な近接性をさらに活用して、外国企業の足がかりとなることを望んでいる。これに関してブビヤン島の港開発も同じく重要となるだろう。

❖ 経済

国内総生産（GDP）はあらゆる国の市場価値の優れた指標であり、国全体の経済産出量の尺度を表すことから、国の生活水準の指標であるとみなされる。それは1年にある国の国境内で生み出されるすべての財とサービスの市場価値である。クウェートの経済活動別の名目値での国内総生産（名目GDP）を以下のようにまとめた。

表4 クウェートの経済活動別の名目値でのGDP（100万KD）

（出典：中央統計局、2015年）

経済活動	2011	2012	2013	2014**
農業&漁業	186.611	175.3387	175.4	208.4
石油&天然ガス	26,984.75	31,848.90	31,383.64	28,148.30
製造	2,386.24	2,906.07	2,904.20	2,747.70
電気、ガス&水道の供給	772.65	862.54	919.90	954.80
建設	772.91	832.75	897.30	969.40
卸売り及び小売り	1,400.76	1,448.96	1,543.90	1,618.30
ホテル及びレストラン	288.89	309.68	336.45	366.50
運輸、貯蔵及び通信	2,282.78	2,455.81	2,477.50	2,382.30
金融及び企業向けサービス	2,958.13	3,039.08	3,190.60	3,458.00
不動産、賃貸及び企業向けサービス	3,027.73	3,125.18	3,226.90	3,391.70
地域、社会&個人向けサービス	6,548.75	7,541.55	8,063.10	8,796.20
医療及び社会事業	866.20	982.97	1,059.90	1,159.40
合計	47,610.19	54,545.86	55,118.89	53,041.60

** 暫定的データ

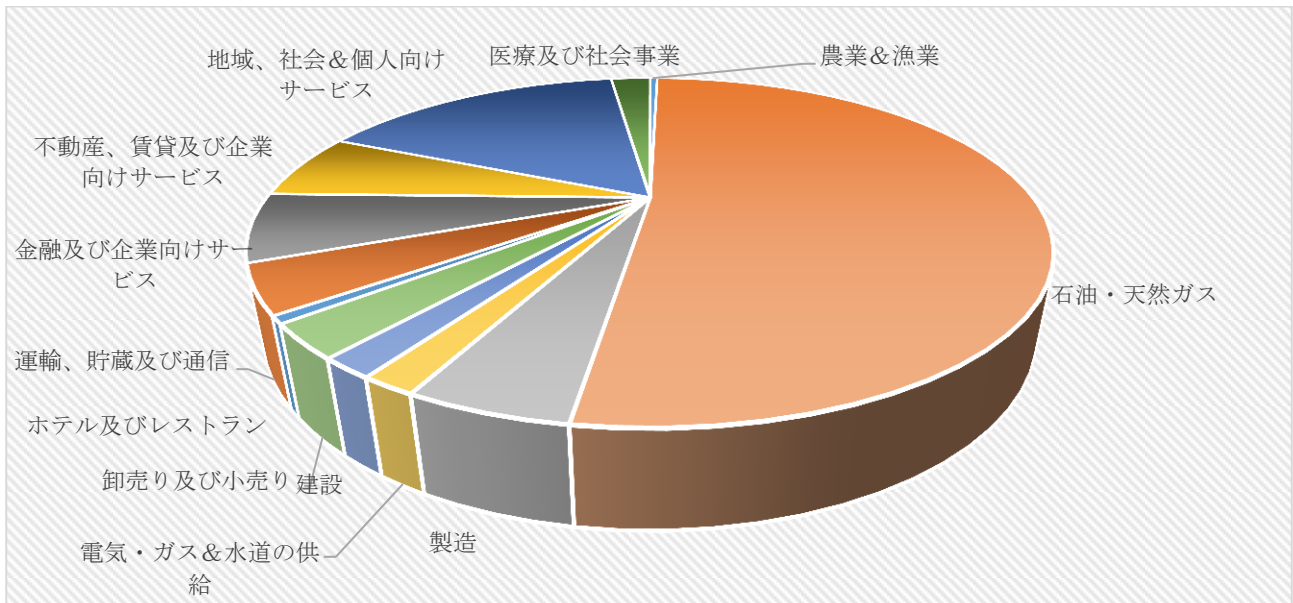


図 3 : クウェートの 2014 年経済活動別 GDP

1970年代以降、クウェートは石油価格の上昇及び石油の右肩上がりの増産により何十億ドルもの収入を得た。大量の石油輸出の結果、クウェートは強固な財政基盤を築いた。それによって同国は富裕国であるだけでなく、1人当たりが最も裕福な国の一つでもあり続けてきた。上の表から、石油収入が同国のGDPに最も貢献していることは明らかである。

国際石油価格の変動や不確実性が高リスク経済の原因となってきた。経済は多くの国際的要因に大きく依存するようになり、現地政府には管理できない。そこで、クウェート政府は石油以外の収入を増やし公共支出を合理化するために、多くの短期及び長期計画を採用してきた。非石油セクターへの投資を増やすことで収入源を多様化すれば、より安定した経済を築くことになるに違いない。

それでもなお、同国はその他の近隣諸国に比べて、GDPが比較的高い。2011年のGDPは476億1000万KWDに上り、その後2年間にわたって増加して、2013年末には551億1800万KWDに達した。ところが、2014年にはGDPがわずかに減少した。これは2014年後半以降の石油価格下落で説明できる。クウェートの財政状態

はエネルギー価格下落を理由として明らかに悪化し、2013年のGDPプラス11.7%から2014年にはマイナス4.4%へと下落した。経費削減策の採用、補助金の削減並びに収入源の多様化を図ることが、同国の困難な経済状況に対処するためにクウェート政府が採用した主な取組みだった。

一方、以下のグラフのように、クウェートでは消費者物価のインフレ率にも変化が見られる。このグラフは対前年比での消費者物価の増減率を示す。

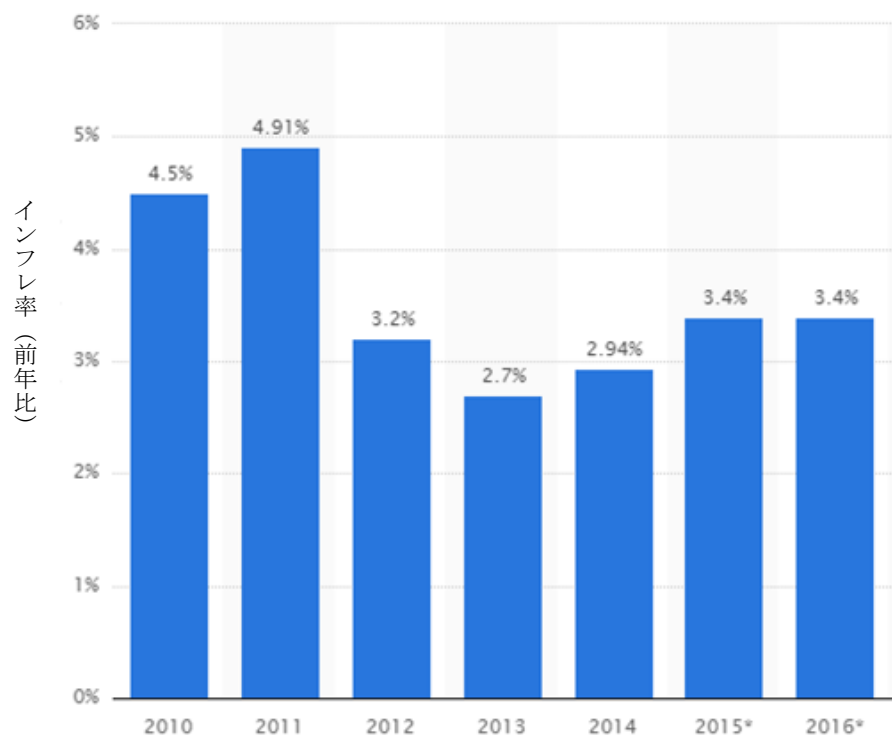


図 4 : クウェートの年間インフレ率の推移

(出典 : Statista - 統計ポータル、2016 年)

B. 対外貿易

今年の第1四半期終わりまでに、同国は4億200万KWDの貿易黒字を記録したが、石油価格の下落により輸出収入が減少したため、これは2015年同時期の17億2100万KWDより減少した。これは1999年以来最小の貿易黒字である。1993年から2016年のクウェートの貿易収支は平均21億5536万KWDである。最高は70億6590万KWDで、2012年第1四半期に記録された。一方、最低は1998年第2四半期で、2530万KWDである（クウェート中央銀行、2016年）。

以下の表は、2011年から2015年のクウェート対外貿易についての主な統計を示す。

表5 2011-2015年のクウェート対外貿易統計（1000米ドル）

（出典：中央統計局、2016年）

年	輸出					輸入	貿易収支	貿易交換
	輸出	再輸出	全国の輸出					
			合計	その他	石油&その副産物			
(1000米ドル)								
2011	102,726,258	961,668	101,764,590	4,367,719	97,396,871	25,137,490	77,588,768	127,863,748
2012	114,536,221	1,258,883	113,277,338	4,722,949	108,554,389	27,263,901	87,272,320	141,800,122
2013	114,124,843	1,453,683	112,671,160	5,098,811	107,572,349	29,298,895	84,825,948	143,423,738
2014	100,839,905	1,824,350	99,015,555	4,516,719	94,498,837	31,025,345	69,814,560	131,865,250
2015	54,129,506	1,708,145	52,421,361	3,939,498	48,481,863	30,965,599	23,163,907	85,095,105

クウェートの石油輸出及び投資収益からの多額の外貨収入は、輸入に対する制約を相当取り除いた。原油及びその関連製品が同国の主要輸出品である。一方、ほとんどどんな商品も輸入が可能で、ほとんどの輸入関税はわずかである。クウェートの高所得経済の輸入品が主に完成品なのは、国内の製造セクターが小規模なためである。

2014年末までに、原油輸出は同国の全輸出の90%近くを占め、金額にしておよそ36億2000万クウェート・ディナールであった。ただし、同じ時期に、自動車輸入は輸入価額のうちの最大となり、同国の全輸入の14.9%を占めた（中央統計局、2014年）。

以下の表は同国から輸出される主な製品品目とそのクウェート・ディナールでの価格を示す。

表6 クウェートの輸出及びその価格 (1000 KWD) (2011 - 2015年)

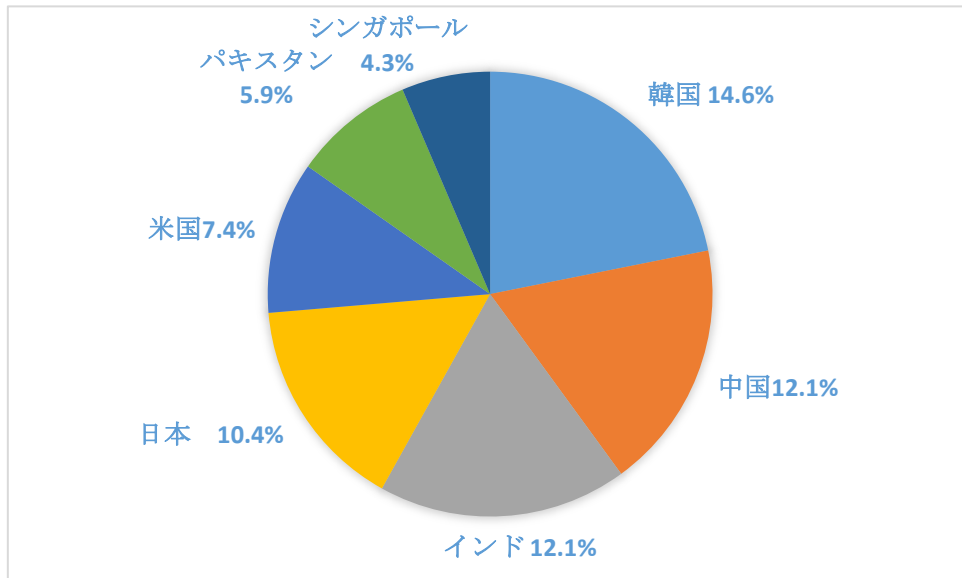
(出典: 中央統計局、2016年)

コード	標準国際貿易商品分類 (改訂第4版)	輸出額 (1000 KWD)				
		2011	2012	2013	2014	2015
	合計	28,339,860	32,051,281	32,363,342	28,636,494	16,280,209
00	動物 (生きているものに限る。)	3,762	4,061	967	1,653	2,226
01	肉及びその調整品	1,903	2,058	4,961	3,978	7,335
02	酪農製品及び鳥卵	23,884	21,587	46,736	53,532	55,259
03	魚介類及びその調整品	387	1,015	307	485	410
04	穀物及びその調整品	15,238	16,579	20,093	21,259	23,359
05	果実及び野菜	23,076	19,860	37,638	34,813	37,360
06	糖類、その調整品及び蜂蜜	3,547	4,015	6,390	5,189	6,144
07	コーヒー、茶、ココア、香辛料	1,999	1,728	2,167	2,241	2,872
08	飼料	197	111	145	163	181
09	その他の食料品及び調整品	635	547	761	827	2,774
11	飲料	2,641	4,718	10,185	14,283	15,086
12	煙草	203	139	20	51	105
21	原皮及び毛皮 (なめしていないもの)	41	99	63	124	130
22	採油用の種及び果実	31	15	30	105	55
23	生ゴム (合成ゴムを含む)	72	123	36	106	57
24	木材及びコルク	943	364	479	698	336
25	パルプ及び古紙	5,362	6,675	5,434	6,256	5,494
26	織物用繊維及びそのくず	15,565	8,134	14,812	18,220	22,893
27	肥料及び粗鉱物	283	293	56	628	1,758
28	金属鉱及び金属くず	46,430	52,109	38,220	33,563	22,693
29	その他の動物性又は植物性の原材料	368	356	826	583	192
32	石炭、コークス及び練炭	481	6,610	26	4	4
33	石油及び石油製品	25,964,466	29,274,763	29,456,567	26,162,441	14,069,005
34	天然ガス及び製造ガス	913,106	1,108,224	1,057,962	679,206	558,560
41	動物性油脂	109	1	5	34	61
42	植物性油脂 (不揮発性)	1,380	1,225	1,048	1,466	1,422
43	動物性又は植物性の加工油脂	38	294	426	473	568
51	有機化学品	239,856	375,523	423,571	416,620	412,691
52	無機化学品	5,755	6,016	7,908	6,898	7,380
53	染料、なめし剤、顔料、着色剤	5,085	8,193	11,595	11,107	6,854
54	医薬品	6,954	7,496	5,425	6,658	8,219
55	調製香料、洗剤	6,626	6,492	6,358	8,944	10,008
56	肥料 (27に含まれないもの)	122,585	118,277	114,154	93,082	83,436
57	プラスチック (一次形態のもの)	248,794	471,574	433,751	339,844	243,039
58	プラスチック (一次形態でないもの)	248,145	6,943	8,998	8,773	11,205
59	その他の化学工業品	7,542	21,488	9,066	13,121	21,774
61	革及び毛皮製品	1,332	976	642	767	479
62	ゴム製品	5,410	4,520	3,684	3,394	2,141
63	木製品及びコルク製品	546	509	869	1,242	1,700
64	紙、板紙及びこれらの製品	15,007	15,290	18,807	19,483	22,787
65	織物用繊維の糸、織物及び繊維製品	3,626	4,349	4,018	4,934	4,759

コード	標準国際貿易商品分類（改訂第4版）	輸出額（1000 KWD）				
		2011	2012	2013	2014	2015
66	その他の非金属鉱物製品	28,706	23,409	44,341	41,778	31,076
67	鉄鋼	49,967	29,399	34,563	44,867	18,191
68	非鉄金属	3,778	1,751	1,495	1,737	1,533
69	その他の金属製品	26,303	24,252	46,752	35,588	27,320
71	原動機	12,608	20,407	15,812	23,687	27,478
72	産業用機器類	16,443	26,597	24,657	32,963	23,739
73	金属加工機械	691	1,182	1,016	680	1,225
74	その他の一般産業機械	16,795	11,543	18,009	14,766	18,968
75	事務用機械・自動データ処理機械	3,509	3,987	5,173	4,378	4,122
76	電気通信機器・録音再生装置	24,963	14,366	12,523	15,379	20,996
77	その他の電気機械器具・同部分品	35,762	36,853	38,715	33,713	24,069
78	道路運送車両	104,878	186,366	226,906	286,529	274,201
79	その他の輸送機器	320	325	619	1,018	7,414
81	プレハブ建築物、衛生設備、照明器具	1,391	1,918	1,852	1,924	1,917
82	家具及び同部分品	8,809	9,042	15,188	14,507	17,470
83	旅行用具、ハンドバッグ及びこれらに類する容れ物	420	498	824	1,691	1,595
84	衣類	5,560	4,765	6,845	13,558	13,573
85	履き物	816	1,066	1,559	2,846	2,486
87	機器及び装置	1,798	4,012	7,203	4,426	4,774
88	写真用機械器具、光学用品	2,009	3,297	8,223	8,429	15,749
89	その他の雑製品	49,468	62,849	95,850	74,780	65,202
97	金（貨幣でないもの）	1,455	51	10	3	1,163
99	特殊取扱品、航空機類、船舶、旅行用具の消耗品	0	0	0	0	3,137

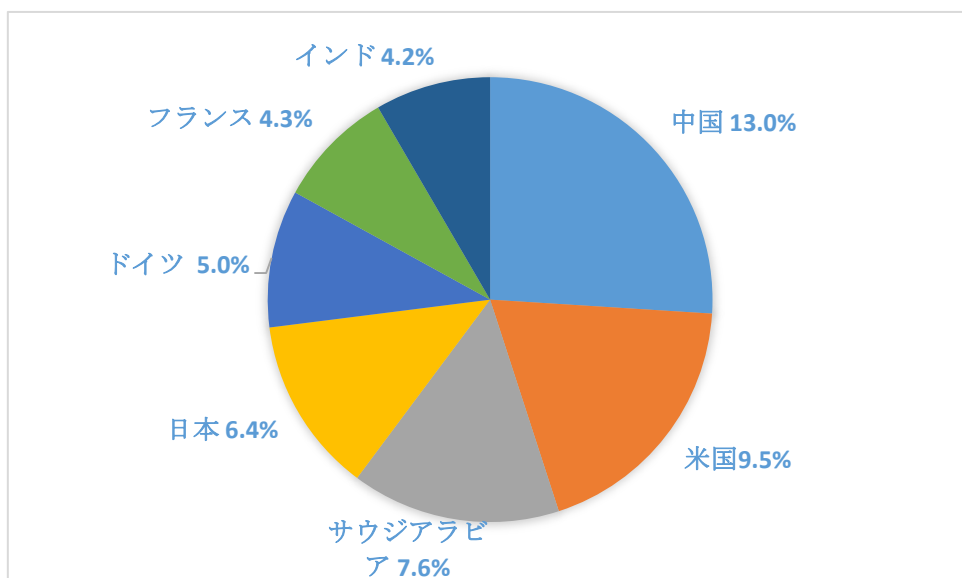
石油及びその関連製品が同国のその他の輸出品に比べて輸出額が最も高いのは明らかである。上記のデータに基づくと、炭化水素輸出品は同国の総輸出の94.0%以上を占める。以下のグラフによれば、同国の輸出製品のほとんどは7カ国の主要輸出相手国に輸出されている。

表7 クウェートの輸出相手国及び同国の総輸出額にそれらが占める割合
(出典：CIA ファクトブック、2015年)



水及び耕作適地の構造的不足及び天然資源の乏しさは、クウェートの製造及び農業セクターの見込みが非常に限られることを意味する。このため同国は製品及び商品のニーズを賄うために、輸入に大きく依存している。したがって、炭化水素製品を除けば、同国は必需品のほとんどを輸入していると言することができるだろう。同国の7カ国の主要輸入相手国を以下のグラフに示す。

表7 クウェートの輸入相手国及び同国の総輸入額にそれらが占める割合
(出典：CIA ファクトブック、2015年)



C. クウェートの主な貿易港

クウェート港湾当局（KPA）の管理下で、クウェートには2箇所の主要乾貨物港と3箇所の石油ターミナルがある。それら2箇所の乾貨物港、すなわちシュワイフ及びシュアイバが、同国の商品貨物取引のほとんどを取り扱っている。一方、石油ターミナルは同国の石油貿易相手国への石油及び天然ガスの輸出を取り扱っている。加えて、全国の需要に応える空港が1箇所あり、それがクウェート国際空港である。

1. 乾貨物港:

- シュワイフ港：

総面積 320 万平方メートル及び 120 万平方メートルの係船渠を持つシュワイフ港は、同国の主要な商業港である。この港は中東で最も混雑する港の一つとみなされ、21 の深水停泊所がある。これらの停泊所は 6.7 から 10 メートルの深さがある。この港は定期船、海上定期貨物船、コンテナ、ローロー、はしけ、トロール漁船、小型客船をはじめとする、あらゆる種類の船を扱う。港の出入りには浚渫された航行水路を通る。

- シュアイバ港：

首都の南へほぼ 45 キロメートルの位置にあるシュアイバ港は、シュアイバ工業地帯の需要に応えるために開港され、この広大な指定地域には石油化学石油精製、ガス液化、セメント製造及び水産加工などがある。この港はアマディ県石油ターミナルに極めて近い。シュアイバは貨物取り扱いではクウェートで 2 番目に大きな港である。20 の乾貨物停泊所のほかに、この港には原油輸出用の埠頭があり、クウェート国営石油会社（KNPC）によって運営されている。停泊所の水深は 10 から 14 メートルにわたる。これらの停泊所は港内の取扱作業を容易にするためにコンベヤーによる荷役システムによって支えられている。

シュアイバ港は主に「シュアイバ工業地帯」を支えるために設置されているので、シュアイバ工業地帯の企業の輸出品の荷役のための船及びシュアイバ工業地帯のための原材料、設備及び機械類の輸入のための船が優先される。

2. 石油ターミナル：

- ミナ・アル・アハマディー-クウェートの石油輸出のほとんどを取り扱う。
- ミナ・アル・シュアイバー-シュアイバ港の一部。
- ミナ・アル・アブドゥラ-1958年にミナ・アル・アブドゥラ製油所の一部として設立され、クウェートシティの南 60km に位置する。

3. クウェート国際空港

この空港は同国唯一の民間空港である。ファルワーニーヤ県に位置し、クウェートシティ（首都）から 15.5 キロメートルである。クウェートで最大規模の航空会社、すなわち「クウェート航空」及び「ジャジーラ航空」のハブ空港である。この空港は 1 日に平均 40,000 人の乗客を迎える。この空港には滑走路が 2 本あり、「クウェート民間航空総局（DGCA）」によって運営されている。

空港の交通量増加のため、拡張計画が進行中で、新ターミナル建設によって最終的には年間の収容能力が 2500 万人分増加する。6 年以内には完成する見込みである（2016 年開始）。

D. 日本とクウェートの関係

およそ 60 年にわたり、日本とクウェートは良好かつ安定した関係を維持してきた。この関係は 1958 年にシェイク・アブドゥラ・アル・サーレム・アル・サバーハがアラビア石油株式会社に沖合中立地帯での石油及び天然ガス採掘権を与えたときに始まった。英国からの独立を果たした数日後に、日本政府はクウェートに祝電を送り、このことで日本はクウェート独立をいち早く認めた国となった。それからまもなく、両国は互いに外交代表を送ることで合意した。

この関係が始まって以来、両国は強力な関係から相当な恩恵を受けてきた。この関係にはエネルギー、経済、教育、政治、テロ対策、文化交流、科学技術及び環境保護をはじめとする多くの面での協力が含まれていた。

日本は 1990 年のイラクによる侵攻時にクウェートを支持し、占拠を非難するあらゆる国際条約及び決議を支持して、クウェートの主権回復を求めた。日本は解放のために 130 億米ドルを拠出し、戦後の再建に多くの科学技術面での貢献を行った。

経済面では、日本はクウェートの第 3 位の貿易相手国である一方、クウェートは日本にとって第 27 位の貿易相手国であり、両国間の双方向貿易は 2011 年には 145 億米ドルに達し、2001 年の 75 億米ドルからほぼ倍増した。

両国間の活発な交流はこの分野で多数の成果を生んできた。2010 年 2 月、日本とクウェートは経済活動及び投資における交流及びパートナーシップを促進するために、二重課税防止協定に署名した。

クウェートは湾岸協力会議（GCC）加盟国の中で日本が初めて調印した国となった。日本・クウェート合同委員会の初会合が 2010 年 6 月に東京で開かれ、再生可能エネルギー、省エネルギー、原子力、水、ビジネス、及びメディカルツーリズムの分野で協力を強化することで双方が合意した。

最近になって、日本とクウェートはビジネス界の観点から経済関係を推進するための措置に関して意見交換する一方、エネルギー及びインフラプロジェクトの機会を提案した。東京で開催された第 20 回日本・クウェート民間合同委員会には両国経済のさまざまなセクターからおよそ 100 名の官僚及び実業家が集い、両国の経済概観、及びクウェート及び再生可能エネルギーセクターへの投資機会にスポットを当てた。

クウェートと日本両国の商工会議所が共同議長を務めた年次経済会合は、世界経済の減速及び石油価格下落が懸念される中で行われた。

ここ数年日本とクウェートの貿易が 42%縮小したのは、クウェートの日本への輸出が 48%減少したことがもっぱらの理由であった。これに対してクウェートによる輸入はほぼ同水準に保たれた。ただし、クウェートの最近の公共事業市場の活況ぶりは、石油価格下落にもかかわらず、実質的には不利な財政状況の影響を受けてはいない。

会合の最中に、彼らは 2015 年中に前代未聞の 322 億米ドル相当の契約がすでに発注されたことに言及した。開発 5 カ年計画に基づく資本支出は 1100 億米ドルを超え、石油産業、インフラ、電力及び水道、健康、教育、住宅供給及び交通機関をはじめとする、さまざまなセクターの大規模プロジェクトを目標とする。その上、民間セクターは、主として官民協力（PPP）を通じたこれらの大規模プロジェクトの実行で主導的な役割を演じており、これらは高度な技術と技術的ノウハウを持つ日本などの外国のパートナーを必要とする。

E. クウェートの商標制度の検討

クウェートの商標登録件数は、ここ数年急増している。クウェートの国民は、ブランド意識が高く、トレンド好きである。消費者向け製品の 90%以上が輸入されており、クウェートは先進国や多国籍企業にとって重要な市場となっている。商標権者がクウェートにおける効果的な知的財産権の行使に気を配るのも無理はない。

貿易活動の増加は模倣品や侵害商標の拡散にも影響を及ぼしている。このような違法な行為は、本物の商標権者や消費者に甚大な損害を与えている。このことから、商標権者の権利保護に向けて、より効率的な運用が求められている。

商工省に属する特許商標局は、商標権者の支援において素晴らしい仕事をしている。記録の継続的な電子化などの最近の活動は、登録手続の合理化を図るために省が深く関与していることを明らかに示している。

F. クウェートと知的財産権

クウェートの特許及び意匠に関する法律、商標に関する法律、著作権に関する法律は、1960年代の始めまで遡る。同国は、1962年に国内の知的財産及び特許を規律するための法律第4号を承認した。投資家は、この法により、商工省の商標管理部 (Trademark Control Department) 特許局 (Patent Office) に特許を登録することができる。この法によって、この商工省の同じ局に商標と意匠も登録することができる。このことは、1980年の法律第68号 (クウェート商法) によって裏付けられた。ただし、著作権は1999年の法律第64号によって保護されている。これらの法律では、保護の存続期間を定めるとともに、法律違反に対する処罰も定めている。またこれらの法律は、クウェート人以外の人、会社その他法人が、クウェートの国民又は居住者に同じ権利を与える国の国民又は居住者であるときには、クウェートで特許、商標、意匠を登録することを認めている。

一方、1995年、クウェートは世界貿易機関 (WTO) のメンバーとなった。この加盟によって、同国は、知的所有権の貿易に関連する側面に関する協定 (TRIPS 協定) の規定の実施を遵守することに同意した。

クウェートは、世界貿易機関と世界知的所有権機関の加盟国であり、TRIPS 協定の署名国であり、最近では、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約と工業所有権の保護に関するパリ条約にも調印した。したがって、同国は、知的財産権の保護及び行使についての最低基準を満たす知的財産法を成立させる義務を負っている。

クウェートは、1999 年の法律第 64 号により知的財産を保護している。第 42 条は、「下記のいずれかに該当する者は、拘禁刑又は罰金刑、又はその併科に処すこと」を定めている。

- a) 権利者の権利を侵害する者;
- b) 模倣された文学的著作物を販売し、販売の申出をし、流通させ、公衆に向けて放送し、国内にそれを持ち込み、又は持ち出す者
- c) コンピュータソフトウェアを開示し又はその開示を促進する者
- d) 文学的著作物への公衆のアクセスを規制又は制限する財産権を排除し、又はその排除に参加する者

クウェート商法（1980 年の法律第 68 号）は、商標登録及び侵害に対する罰則を規律している。同法は、商標管理部への商標登録に適用することができる。登録が許可されると、10 年間の保護が与えられ、さらに 10 年間更新が可能である。商標の保護は、商法第 61 条から第 85 条（改正：1999 年の法律第 3 号）により規定されている。この法により、商標の定義は拡大され、音やにおい標章にも適用されるようになった。商標を登録するためには、アラビア語で商標管理局（Trademark Control Office）に出願を提出しなければならない。

これに対して、特許は、商工省商標管理部の特許局に登録しなければならない。意匠も同部の意匠モデル登録局（Industrial Designs and Models Register）に登録しなければならない。1962 年の法律第 4 号に基づけば、過去 20 年間にクウェートで使用されたことのない産業用途に適する新規の発明に対して特許を与えることができる。現行法に基づけば、保護の存続期間は 20 年間である。さらにこの法

律は、図面、モデル、集積回路の保護期間を 5 年から 10 年に延長している。これはさらに 5 年の更新が可能である。

著作権保護を個別に定める法律（1999 年の法律第 64 号）は 1999 年に成立した。この法により、「著作権者は、あらゆる利用手段により、自己の著作物を利用し、他人による利用を排除する権利を有する。ただし、著作者又はその承継人から事前に書面による許可を得ている場合にはこの限りでない」。保護を得るためには、著作物を、クウェートの国立図書館（著作権総局）に寄託しなければならない。著作権保護の存続期間は著作者の死亡した日から 50 年間である。海賊版に対する罰則は、最高でも 1 年の拘禁刑及び 500 クウェート・ディナールの罰金刑である。

II. クウェートにおける模倣の現状

クウェートは、長年の間、世界とは言わないまでも湾岸地域において最も模倣が活発な国の一つであった。クウェート税関（クウェート税関総局）は、このように活発な模倣活動に対処し、知的財産の権利者に保護を与えるため、国境で知的財産権を行使する知的財産権部を設置した。

しかしながら、本レポートの作成日に至るまで、税関に商標登録をする手続は存在せず、模倣品の特定がより難しくなっている。模倣品が特定され、権利者（商標権者）が知的財産権部に申立てを行い、当該標章の所有者である証拠と税関による当該商品の差押えを可能にするために十分な情報を提出すれば、税関は、侵害品を差し押さえることができる。

クウェートは、2016年4月の米国通商代表部（USTR）スペシャル 301 条報告書において優先監視国リストに定められている。これは、クウェートがその時点で WTO に準拠した著作権法を採択できていなかったこと、及び知的財産権侵害の取締りが緩いことが理由とされている。クウェートは、消費財の模倣のみならず、光学ディスク及びソフトウェアの著作権侵害の発生率が高い。

2016年4月に発表されたスペシャル 301 条報告書では、「本年の報告書では、知的財産権の保護・権利行使が不十分であるか、又はその他知的財産の保護を受ける者の市場アクセスを制限する措置に関して、優先監視国リストに掲載されている取引相手国が、本年の最も重大な懸念がある国である。アルジェリア、アルゼンチン、チリ、中国、インド、インドネシア、クウェート、ロシア、タイ、ウクライナ、ベネズエラの 11 か国が、優先監視国リストに掲載されている。これらの諸国は、来年度に特に集中的な二国間協議の対象となる」と述べられている。

実際には、クウェートにおける模倣行為は、模倣品及び不正商標製品の停止・差押えをするという政府の努力にもかかわらず、現在も行われているとすることができる。つまり、上記の報告書（USTR の 301 条報告書）によれば、クウェートは、

国際基準や国際法に対応した著作権法を導入できておらず、また著作権及び商標権侵害に対して有効な権利行使措置を取ることができていないということが分かる。

一般的に言えば、製品は、個人又は法人が陸路、海港及び空港を通じて少量又は大量にクウェートに持ち込む。個人が少量に携帯してクウェートに持ち込む模倣品は、税関の監督や監視が「弱い／緩い」ので、容易に検知したり、阻止したりすることができないことが示唆されている。税関の監視が積極的に行われるのは、大量の製品が、陸海空の国境を通過して入ってくる時である。この場合にのみ、税関職員の監視がやや活発になることが分かっている。

さらに、税関総局は、侵害品／模倣品を発見しても、自発的に行動を起こさない。輸入者が適法な船積書類（原産地証明書、送り状、船荷証券、梱包明細書、輸入許可証、輸入業者の貿易免許、輸入業者の署名照合など）を提出し、これらの積荷に禁制品（例えば、アルコール飲料、医薬品等）が含まれていない場合には、税関総局は、そのような積荷の入国を認めるのが通常である。積荷が、とりわけ、一定の保健、化学又は電気の因子／側面／要素に関係するものである場合には、税関は、各関係当局からの承認を待つ間は、暫定的に積荷の入国を認める。例えば、製品が医薬品の場合には、公衆衛生省から「衛生許可（Health Permit）」を取得して、税関に提出しなければならない。商品が、例えば、化学品を含む場合には、環境当局から免許を取得しなければならない。積荷に一定の電子機器又は精密電子機器が含まれる場合には、承認証を通信省及び国家安全保障部（State Security）から取得しなければならない。しかしながら、このような「サイド」からの承認は一般に取得しやすい。

税関当局は、簡易裁判所により特定の製品、商標または著作権に関する裁判所命令（通常は仮差押え）が発出された場合に、一定の模倣品又は不正商標製品を阻止するだけである。原告が、自分が知的財産権（例えば、商標）の適法な権利者／登録代理店／販売店であり、クウェートに模倣品又は不正商標製品を輸入している現地の又は外国の者がいる恐れがあることを根拠として、申立てを行う場合に、このような「仮命令が」裁判所から交付されることがある。このような仮命令は、税関

に模倣品を停止し、差押えることを義務付けるものとなる。仮命令に対しては、相手方が簡易裁判所に対し異議を申し立てることができる。

最後に、2016年5月1日にクウェートの国民議会が著作権保護法案を承認し、その後同法が発効したことを言い添えておくべきだろう。これは、同国内の知的財産保護の向上に向けて正しい道に進む第一歩と考えられる。この法律は、45か条と3章で構成され、著作権を明確に保護するものとなっている。また著作権保護に関連する違反行為に対処する明確な方法も含まれている。これは、クウェートにおける知的財産保護の強化という正しい道に向かう第一歩とみなすことができる。

III. クウェートの知的財産に関する法規及び条約

クウェートの特許商標法は2000年12月に国民議会で成立し、2001年に施行された。法律が実施されているとはいえ、知的財産権の違反者に対する罰則は軽く、有効な抑止力となっていない。クウェートの商標登録期間は10年間であり、10年毎に無限に更新できる。商標の使用が5年間ない場合、利害関係者は裁判所に申し立て、商標を取り消させることができる。登録によって、権利者には、登録証に記載されている特定商品及び役務に関連して商標を使用する排他的権利が与えられる。

2004年、クウェート税関は、知的財産権部を設置し、いくつかの権利行使措置を開始した。商工省及び情報省は、模倣品及び海賊版製品の販売を行う店舗のレイド（摘発）を行っている。

2014年9月までに、クウェートは、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（ベルヌ条約）の第169番目の加盟国となった。また同日に、同国は、工業所有権の保護に関するパリ条約（パリ条約）にも加盟した。

2015年12月には、商業協力委員会（Commercial Cooperation Committee）がドーハで会合を開き、GCC商標法及び実施規則の適用についての話し合いを行った。それによれば、クウェートは、GCC商標法の実施について、交付済みの2015年の

法律第 13 号を承認した。したがって、クウェートの商標法は、承認された GCC 商標法に置き換えられている。

2016 年、クウェートは、特許協力条約 (PCT) に参加し、PCT の第 149 番目の締約国となり、2016 年 3 月には、クウェートの PCT 参加を承認するために法律第 11/2016 号が交付され、これが官報で公告され、クウェートは 2016 年 9 月に正式に PCT に拘束されるようになった。

クウェートは、いくつかの知的財産法を制定し、アラブ、広域及び国際的な知的財産条約に加入している。クウェートの法律、規則、条約の一覧を以下に示す。

- a) WTO 条約を承認する 1995 年の法律第 81 号
- b) 知的財産権に関する 1999 年の法律第 64 号
- c) クウェートの文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の加入を承認する 2014 年の法律第 35 号
- d) 1998 年 1 月 7 日付の WIPO 条約を承認する 1998 年の法律第 2 号
- e) 著作権の保護に関するアラブ条約を承認する 1986 年の法律第 16 号
- f) 著作権及び著作隣接権の保護に関する 2016 年の法律第 22 号
- g) TRIPS 協定 (知的所有権の貿易関連の側面に関する条約 - 1994 年 4 月)
- h) 特許権、図面及び意匠に関する 1962 年の法律第 4 号
- i) 2015 年法律第 3 号 (アラブ湾岸諸国協力会議加盟国の商標法)
- j) クウェートの PCT 加入を承認するための 2016 年の法律第 11 号

上記の法律を採択し、税関当局が知的財産権部を設置し、多くの国際的な議定書及び協定を締結したとはいえ、クウェートは、同国が締結した協定と同レベルの保護を与えるためには、なおも規制を強化する必要がある。さらに同国は、知的財産権の保護を執行するために実際の措置を講じていかなければならない。

IV. GCC 商標法及び施行規則の概要

GCC 商標法は、2012 年第 33 次会合中に GCC 加盟国（バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦）最高評議会により承認された。同法は、GCC 加盟国の官報で公告され、施行されることとなった。

施行規則は、商業協力委員会（Commercial Cooperation Committee）（GCC の各加盟国の貿易大臣から構成される）により承認され、2015 年 12 月に施行されることになる。

GCC 商標法は、統一法であるが、単一の法律ではなく、商標権の登録可能性、登録及び権利行使に関して GCC 各国において統一的に定めている。GCC における単一の登録制度又は権利行使制度を規定していない。GCC の各加盟国の商標庁は、引き続き、国内で商標出願の受理及び商標登録を行う。GCC の 6 つの加盟国全てで商標を登録するには、GCC 商標法施行後も個別に 6 つの国内商標出願を行う必要がある。

GCC 商標法には、GCC 加盟国の一部又は全部が取っている現行の立場を変更し、同地域の商標登録・保護制度を改善する条項が含まれている。重要な条項としては、標章の定義、審査及び異議申立て、周知商標、排他的権利、並行輸入及び侵害などがある。

さらに、承認された規則には、改正された公式手数料が含まれており、これが全ての GCC 諸国により採択されることになるが、各加盟国は、国内法に基づき公式手数料を変更することもできる。

V. クウェートの知的財産保護関連の政府機関

クウェートには、模倣品関連の民事訴訟を専門とする知的財産裁判所は存在しない。しかしながら、侵害者に対して権利者が民法上の権利を行使することを可能と

する手続をいくつか採用している。なお、以下はクウェートの知的財産保護及び商標に関連する官庁である。

A) **著作権**：国立図書館（国家文化・芸術・文学委員会の課）とメディア省が、当該知的財産権の保管、研究及び／又は登録と関係している。

B) **商標**：商工省－商標意匠特許部

C) **商号**：商工省－会社部及び商業登録部。もともと、「個別」の登録制度がないことに触れておくべきであろう。その代わりに商号登録制度は、個人又は法人を成立させる手続の一つである。

D) **意匠**：商工省－商標意匠特許部。保管制度があるのみで、登録は行われない。もともと、最近の展開では、破毀院から出された複数の裁判判決で、商業省に意匠出願登録証の交付を行うことを義務付けている。

E) **特許**：商工省－商標意匠特許部。保管制度があるのみで、登録は行われない。もともと、最近の展開では、破毀院から出された複数の裁判判決で、商工省に意匠出願登録証の交付を行うことを義務付けている。これらの判例を利用して、商工省に正式な特許登録証の交付を行わせることができる。

登録出願が明示に又は黙示に拒絶されると、裁判所の行政事務部（Administrative Affairs Chamber）又は商業／政府部（Commercial/Governmental Chamber）のいずれかに不服を申立てることができる。所定の期間内に「異議申立て」を行うために、期限に注意すべきである。

VI. クウェートの知的財産保護に関する司法制度と判決

クウェートは、大陸法系の司法制度を採っており、これはフランス法／ナポレオン法典のアラブ版で、イスラム法シャリーアのマリキ派の規範や教えが取り込まれている。同国は、家族の問題にのみシャリーアを適用し、これに関して独自の法律を持っている。

クウェートの司法制度は、第一審、控訴院、破毀院の三段階から構成されている。どの裁判所もほぼ全ての紛争を鑑定部と称される付随機関に付託し、その検査／分析を受けることができる（また通常は付託が行われている）。この機関は、司法機関／支所ではなく、司法省に帰属する。「鑑定人」と呼ばれる人達（工学又は会計学の卒業生）の多くは、一般に知的財産問題についての経験又は専門知識を持ち合わせていない。

稀にはあるが、鑑定部が、民間セクターで働く専門家を利用することを認めたことがある。その利用費用は、通常は、その者を「専門家のセカンドオピニオン」として任命する者が負担する。

訴訟において紛争に決着がつくと、係争者に有利に出された判決は、裁判所の執行部の一定の手続に従って、その執行及び適用が進められる。

クウェートでの訴訟の平均期間は約 2～4 年であり、この他に恐らくは 6 か月から 1 年の執行部での手続が加わる。

裁判所で訴訟を開始する前に、クウェートの関係当局の内部で、決定に対する反論を行うことができ。この反論期間は、知的財産出願の種類に応じて、10 日から 60 日となる。

クウェートにおける司法の構造と裁判制度：

クウェートの司法制度は三段階で構成される。階層（ヒエラルキー）の基盤となるのが「第一審裁判所」である。この種の裁判所は、民事、商事、個人的な立場及び刑事事件を個別に処理する。3 年未満の拘禁刑又は 250 クウェート・ディナール未満の罰金刑で罰し得る軽犯罪を伴う場合の判決は、上位の裁判所に控訴することができない。1000 ディナール未満の罰金刑が関係する商事及び民事判決は、確定判

決とみなされる。「控訴院」は 3 人の裁判官の合議体であり、控訴の中間裁判所又は最終裁判所となる。

管轄組織法に関する 1990 年の法律第 23 号第 2 章第 231 条によれば、裁判所は、以下により構成されなければならない。

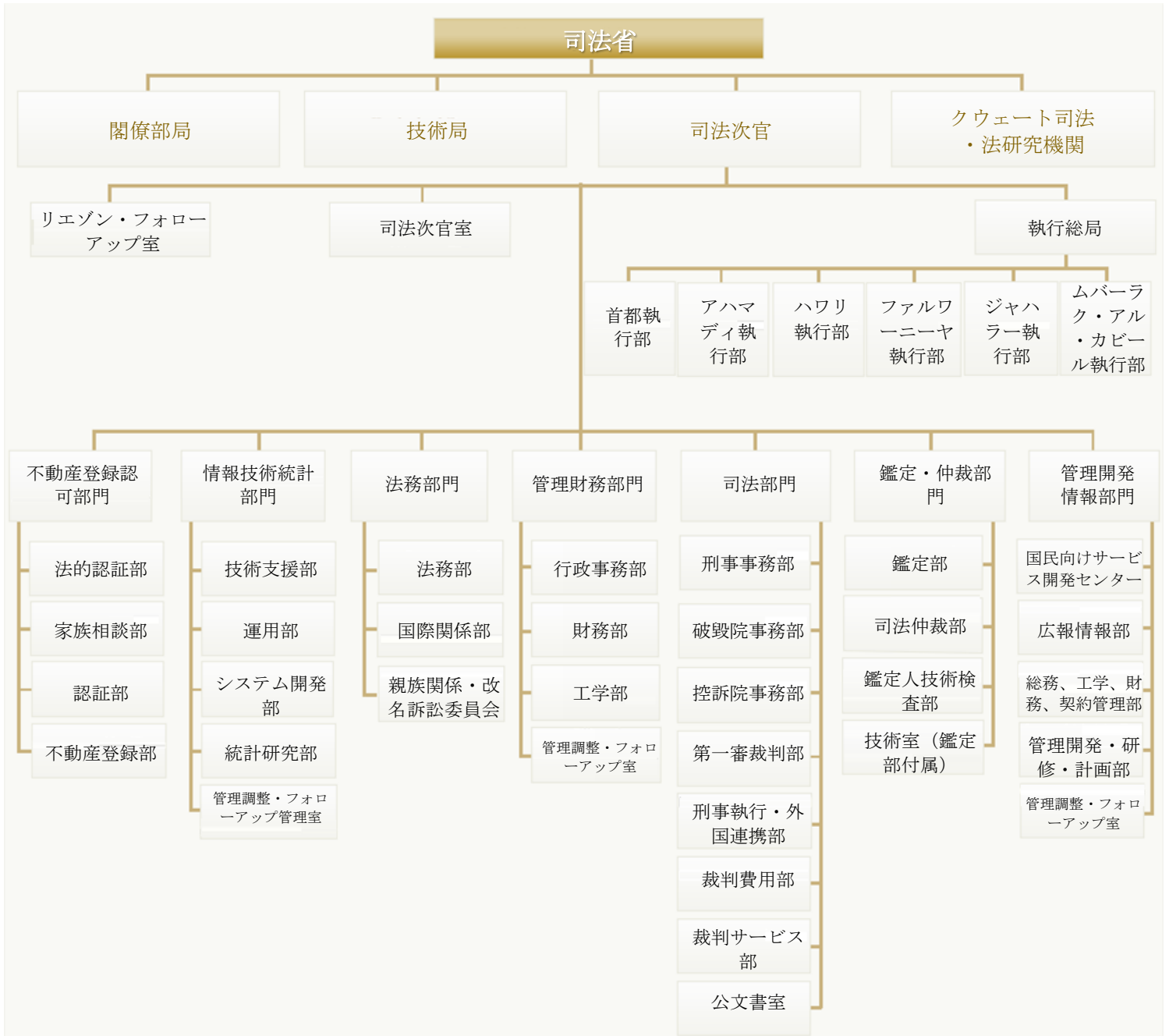
(A) 司法機関

- 1- 破毀院（最高裁）
- 2- 控訴院
- 3- 第一審
- 4- 簡易裁判所
- 5- 検察当局

(B) 司法機関の補助部局

- 1- 民事執行懲罰部（Public department of civil execution penal department）
- 2- 鑑定部
- 3- 司法仲裁部
- 4- 裁判費用部
- 5- 刑事執行、刑事問題、外国通信局
- 6- 裁判事務部

司法省の組織図



VII. 税関による知的財産権の行使

(A) 準拠法

税関総局 (Public Administration of Customs: PAC) は、模倣品及び違法製品を凍結・留置・押収する全面的な権限を与えられている。PAC の権能、業務の範囲及び権限の主な根拠法で最近のものを以下に示す。

1. 湾岸協力会議 (GCC) 統一関税法 (2003 年の法律第 10 号)
2. クウェートが GCC 統一商標法および施行規則を承認した、2015 年の法律第 13 号。2015 年の法律第 13 号の第 38 条には、特に注目すべきである。
3. クウェートの税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約 (改正京都規約)、ならびに、一般附属書 A 及び個別附属書 A への加盟を承認する 2013 年の法律第 42 号

(B) 差止めの対象となる模倣品

模倣品や不正商標製品などによって、自己の知的財産権を侵害された者は、以下のアクションを行うことができる。

1. 簡易裁判所への模倣品の「仮差押命令」を取得するための申立て。この裁判所命令が出された場合に、これについて知るのは、PAC のみである。命令が出され、正当に適法な方法で所定の期間内に適用されると、PAC は、クウェートに持ち込まれる／輸入される全ての製品を差し止め、知的財産権の権利者／代理人から得た許可が提示される場合、又は侵害者が裁判所 (民事／商事裁判所の簡易裁判所) に提起して受けた別の仮差押命令を破棄する裁判所命令／判決を提示する場合を除き、それらの製品を解放しない。
2. 簡易裁判所への模倣品の「仮裁判所命令」を取得するための申立て。この裁判所命令について知るのは、PAC 及び侵害者双方である。命令が出され、正当に適法な方法で所定の期間内に適用されると、PAC は、クウェートに持ち込まれる／輸入される全ての製品を差し止め、知的財産権の権利者／代理人か

ら得た許可が提示される場合、又は侵害者が裁判所（民事／商事裁判所の簡易裁判所）に提起して受けた別の仮差押命令を破棄する裁判所命令／判決を提示する場合を除き、それらの製品を解放しない。

3. 「仮差押の申立て」を含む「本案訴訟」（訴訟の対象となり得るのは、知的財産権の侵害及び／又は不正競争事由に基づく損害賠償請求）。この申立てが裁判所に承認されると、仮差押命令が正当に適法な方法で所定の期間内に適用されなければならない。PAC は、クウェートに持ち込まれる／輸入される全ての製品を差し止め、知的財産権の権利者／代理人から得た許可が提示される場合、又は侵害者が裁判所（民事／商事裁判所の簡易裁判所）に提起して受けた別の仮差押命令を破棄する裁判所命令／判決を提示する場合を除き、それらの製品を解放しない。
4. 刑事訴訟に発展する「刑事告発」に基づいて検察官が行う「仮命令」及び／又は「押収命令」

上記の法的措置は、あらゆる種類のありとあらゆる模倣品に対して行い得る。ただし、知的財産の権利者又はその代理店／販売店が、上記の「命令」のいずれかを取得しているか、又は登録済みの商標（又は他の登録済みの知的財産権）の権利者／利用者／実施権者）として、自身に関する情報及び自身の権利の証明書類をPACの「登録システム」に事前登録していることを条件とする。

(C) 税関での知的財産権登録制度

PACには「登録システム」があり、知的財産権の代理店／販売店又は知的財産権の権利者のいずれかの主体の氏名・名称が含まれている。PACは、これらの主体から登録申請と条件を満たす当該知的財産権の所有又は実施に関する証拠を受領する場合に、このような情報を記録することができる。登録がされると、PACは、職権により自己の決定に基づき、押収を行うことができる。侵害品を差し止め、凍結し、廃棄することができる。PACがこれらの「処罰」のいずれかを行う場合、それを実施するための裁判所命令／判決を待たずに行うことができる。

(D) 差止手続

必須書類、押収前の手続、押収後の手続、手数料、供託に係る手数料、代理店手数料、手続の流れ図

1 : 知的財産権者又は権限を与えられた代理店／販売店は、以下のいずれかを行うことができる。

1. 侵害品がクウェートに持ち込まれることを阻止する目的での、PACへの自身に関する情報、法的資格、要請の登録
2. 簡易裁判所への「仮命令」の申立て
3. 本案訴訟を介しての仮命令の申立て
4. 検察局からの仮命令／押収命令の取得

2 : 必須書類 :

1. 委任状（POA）。国内の公証人の下で又は海外で、知的財産権者からその弁護士又は商標代理店（TMP Agent）に正式に交付されたもの。海外で交付された場合は、アラビア語への翻訳とクウェート外務省による正式な証明が必要である。知的財産権者が外国人である場合、十分かつ完全な「法人文書」（貿易免許、会社の通常定款、基本定款、輸出免許、委任状に署名する外国代表の委任状など）の正式な翻訳とクウェート外務省による認証が求められることがある。
2. 知的財産権者が、該当する知的財産権の正当かつ唯一の権利者であると証明する知的財産権登録証。外国語で作成された場合、これも正式に翻訳され、クウェート外務省の認証を受ける必要がある。クウェートにおける知的財産権の国内登録（又は預託証）も必要とされる場合がある。
3. 真正品と模倣品の見本（現物と写真）
4. 商工省（MCI）代理店部（Agencies department）が発行した国内の代

理店登録証、販売店登録証、フランチャイズ加盟店登録証

5. 商工省（MCI）が発行した国内の代理店／販売店／フランチャイズ加盟店の貿易免許
6. 商工省（MCI）が発行した国内の代理店／販売店／フランチャイズ加盟店の輸入許可証
7. 社会問題労働省（Ministry of Social and Labor Affairs）が発行した国内の代理店／販売店／フランチャイズ加盟店の代表の「署名認証」
8. クウェート商工会議所における国内の代理店／販売店／フランチャイズ加盟店の登録証

3：公的手数料&公印：

手数料は通常は、最低水準となっている。

1. 仮差押えの申立て：平均15～50クウェート・ディナール（KD）
2. 執行部での関連手続の処理：平均50 KD
3. 簡易裁判所への「仮命令」の認証の申立て：平均15～50 KD
4. 認証が認められなかった場合、その控訴手数料／印：平均30～50 KD
5. 被申立人が仮差押えを破棄する命令を与えられた場合、この判決に対する控訴手数料：平均30～50 KD
6. 「仮命令の申立て」を含む本案訴訟の手数料：平均5～15 KD。一方、本案訴訟の手数料は、最初の10,000 KDの2.5%で計算され、10,000 KDを超える額には1%が適用される。
7. その他の税関／裁判手数料及び印：平均50～500 KD

4：雑支出：

1. 仮命令の場合、平均120～2500 KD
2. 仮差押えを処理する執行部の場合、平均250 KD

5：弁護費用：

1. これについては、法律事務所と知的財産権者との間で双方が合意して決めることになっている。通常は、訴訟1件当たり3000～8000 KDである。
2. また法律事務所は、雑費や諸経費を控除するための一時金を要請することがある。その金額は、各紛争の本案、期間、複雑さに応じて、500～1000 KDである。

6：税関での手続：

1. 知的財産権者の現地代理店／販売店／フランチャイズ加盟店としての登録の場合
 - 登録申請書に知的財産権者の現地代理人の署名を受け、上記の裏付けとなる「必須書類」とともにPACに提出する。
 - PACから「到着した郵便」の受領書が交付される。
 - PACが、自らの裁量権によって、申請を承認する場合、その決定について代理人に連絡を取るか、又は、特定の文書に記入するか、又は、一定の説明を行う。
2. PACで交付済みの仮差押命令が処理される場合
 - これは、裁判所の執行部と緊密に連携して行われる。それによって、仮命令について正式な訴訟が提起され、上述の最低公的手数料の納付後に、執行部の電子システムに登録される。知的財産権者の代理人は、執行部の職員と連携して、命令の通知及び適用を行うために、いつどこで会合を行うかを定める。
 - 簡易裁判所又は本案訴訟の判決を下した裁判所が命令を発行すると、「命令」は、発行日から8日以内に通知及び適用されなければならない。この適用は、通知の宛先がPACだけであるか又はPACと侵害者の双方であるかにかかわらず行われなければならない

い。

7: 検察により出された仮差押／没収／押収命令の処理の場合:

上記の6に記載したプロセスとほぼ同様の措置が適用される。

(E) 税関による国境管理業務の実際

国境管理は、税関とクウェート内務省が共同で行っている。まずはX線機器によりPACの職員による検査を受けなければ、商品の入国を許可できない。疑いがある場合を除いて、物理的検査や犬による検査は一般に行われない。

(F) 典型的な成功例と失敗例、そこから導かれる提案

これに関しては多くの前例がある。法的措置で成功を収めるために、また望ましくない最終結果が出ないようにするためには、以下の課題と要素が不可欠であることが分かった。

1. 申立人（知的財産権者）は、仮差押の申立て前に、自己の仮差押えの正当性を裏付ける書類の全てが、完全かつ適切に翻訳され、認証されているように確保しなければならない。
2. 上記の命令日（又は押収等の日）から起算して8日の間に仮差押命令の通知及び適用を必ずしなければならない。これがなされない場合には、「正式に」無効となる。
3. 執行部の職員に対して綿密なフォローアップを行うことが非常に重要である。そうでなければ、8日が経過して、仮差押が無効となってしまう。
4. 「古い」記録は埋もれてしまうこともあるので、PACで知的財産権者の権利と記録を持続的に更新することが、非常に健全な措置である。
5. 知的財産権の主体の正確な「スペリング（綴り）」（アラビア語と英語の両方による）が求められる。スペリングは、多くの主体が根拠を失う原因となっている。これは単に裁判所、執行部又はPACのパソコンが、その後の申立てや追跡調査に記載されている氏名・名称を認識できなかったという理由のために起こっている。

VIII. 警察による知的財産の取締り

(A) 準拠法：

クウェート警察は下記(C)節に示すとおり業務を遂行しており、これには次の段階がある。A) 調査段階での「知財軽犯罪申立て」は、検察総局または公的捜査機関のいずれかに提出される。B) 民事裁判所または商事裁判所の最終的な判決に続いて、司法省民事執行部または内務省懲罰部と協力して執行する。

次に掲げる法律は、クウェート警察の活動の法的枠組みをなし、業務と取組の根幹をなす。

・刑法（1960 年第 16 号）、刑事手続法（1960 年第 17 号）、商取引における詐欺防止法（2007 年第 62 号）、印刷及び出版法（2006 年第 3 号）、発明及び工業意匠法（1962 年第 4 号）、知的財産法（1999 年第 5 号）、商法（1980 年第 68 号）、GCC 統一商標法施行規則を承認した法律 2015 第 13 号

他の公共機関の職員は、知的財産権のエンフォースメントを実行し適用する権限を与えられる。例えば、商業省、政庁、メディア省、税関の特別に認証された職員は、法律および裁判所の命令・判決にしたがって、知的財産権の保護に従事する。

(B) レイド（摘発）手続

まずはじめに、2 つの種類のレイドがあることは重要である。第一の種類のレイドは以下においてなされる。a) 知的財産権を侵害する製品が仮押収されるところの刑事上の調査。

b) 民事裁判の過程。これは、裁判官から「押収命令」（AO）を取得することにより実施される。

第二の種類のレイドは、最終的な判決を取得したときになされる。この種類における押収は、仮ではなく、最終的なものであり、知財侵害に使われた材料、製品、装置は廃棄されうる。

一方で、第二の種類のレイドを行うための必要書類は、最終的な判決だけである。これは、裁判所の執行部に示される。他方、第一の種類のレイドを始めるために必要な書類は以下の通りである。

- a) 侵害された知的財産の権利を有することの証明書。もし、権利者が現地代理店（流通業者、再販売者）を有する場合、商工省により発行される証明書が必要である。
- b) 知財侵害の発生の法的証拠。例えば、侵害者により発行された請求書、侵害品の写真、購入又は取引により侵害者から被害を受けた証人による宣誓供述書。
- c) 知的財産権者から代理人への委任状（レイド、押収等を行う権利を含む）
- d) 真正品と侵害品のサンプル

押収にかかる公的手数料は比較的低い（多くの場合、15KD ～ 50KD）が、弁護士費用は法律事務所によって様々である。一般的には、一回の押収につき 500KD～2500KD である。

(C)警察の実際の業務

クウェート警察は内務省の 2 つの部門に分けられる。第一の部門は正式な公共警察官からなり、第二の部門は秘密犯罪調査官からなる。両者とも以下のオペレーションを遂行する：調査、捜査、取調べ、留置、軽犯罪または重犯罪（知財犯罪を含む）で起訴された人の逮捕、ならびに、商標侵害品が展示、保管、販売されている場所のレイド、それらの押収、内務省の公的倉庫への移送。

両者の警察官とともに、上司、検察官または公的捜査機関の調査官の指示にしたがって、活動する。

(D) 刑事訴訟手続

知的財産権者の代理人は、公的捜査機関（内務省の一部）又は検察に告訴を行うことができるが、商標の問題については検察局が捜査を行う。

ある程度違反が大きいものと連結し重罪の特徴を備える犯罪にならない限りは、知的財産権の犯罪は全て「軽罪」とみなされる。捜査を完了させる際には、捜査官は、裁判所に起訴するか、あるいは、暫定的または最終的に当該事案を終結させる。

訴状が裁判所に付託される場合には、それは第一審及び控訴審において審理され、（一定の条件を満たしていることを条件として）破毀院にまで持ち込まれることは稀である。一方、告訴が棄却される場合、知的財産権者は、その決定を破棄するために控訴裁判所に訴えることができる。およそ 70%の場合に、控訴裁判所は、捜査官の決定を支持している。しかしながら、紛争は、民事訴訟として、あるいは、過去の告訴では審理されなかった新たな証拠か違反が提示される場合には過去の刑事告訴を更新することにより又は新規の告訴として登録することによって、再度、争われることもある。

(E) 典型的な成功例と失敗例、そこから導かれる提案

セクション（VII）の「典型的な成功例と失敗例、そこから導かれる提案」と同様。

(F) 適用される罰則

クウェートが GCC 商標法および施行規則を承認した 2015 年の法律第 13 号に準拠して、2015 年の法律第 13 号への違反に適用される罰則の概要は、以下の通りである。

- 以下の犯罪により有罪が確定した者は、1 カ月以上 3 年以下の拘禁刑及び／又は 5000 サウジ・リヤル以上 100 万サウジ・リヤル以下又は他の GCC 通貨の相当額の罰金刑に処される。

1. 同商標法の規定に基づき登録されている標章の不正表示若しくは模倣、公衆を誤認させ若しくは混同を生じさせるような方法でのその標章の模倣、又は、悪意をもっての不正表示、若しくは、模倣された標章の使用。
 2. 自己の商品又は役務に悪意をもって他人の所有する標章を用いる行為。
- 別の法律に基づき、より厳しい刑罰を課すことを害することなく、以下の犯罪により有罪が確定した者は、1 ヶ月以上 1 年以下の拘禁刑及び／又は 1000 サウジ・リヤル以上 10 万サウジ・リヤル以下又は他の GCC 通貨の相当額の罰金刑に処される。
 1. 事情を知らず、偽造されたか、模倣された標章を付した商品を販売し、販売の申出をし、又は取引の意図を持って所持する行為、又はそのような標章を違法に使用するか、それを利用して役務の提供を行う行為。
 2. (2015 年の法律第 13 号) 第 3 条の第 2 項から第 11 項に定められている場合に、無登録の標章を使用する行為
 3. 自己の標章、論文、商業書類に、その標章の登録を得たと信じさせるような事項を不法に記載する行為
 4. 意図的にかつ悪意を持って商品又は役務への自己の登録商標の表示を行わないこと
 5. 登録商標又は著名商標の模倣に使用するための道具又は材料を故意に所持する行為
 - 再犯の場合には、上記の最高刑を倍にした上で、15 日以上 6 ヶ月未満の店舗若しくはプロジェクトの閉鎖が課される。判決の公告は、施行規則に定められている手続に従って、被告が負担して行うものとする。

IX. 司法的救済（民事訴訟）

(A) 準拠法

- 1- GCC 商標法および施行規則を承認する 2015 年の法律第 13 号
- 2- 1980 年の商法第 68 号
- 3- 1980 年の民法第 67 号

(B) 裁判手続、管轄権、訴訟費用

これについては、上記の 4 ですすでに取り上げている。

(C) 証拠の収集

クウェートでは、民間調査業は、それ自体が認められている職業ではないが、法律事務所又はパラリーガルサービス提供会社は、非公式にはあるが、多くの民間調査業務を行うことができる。

一方、商事及び民事事項の証拠に関する 1980 年の法律第 39 号は、一定の当局又は第三者に情報の開示を義務付け、必要な裏付書類を集める裁判所命令／許可を求めることをあらゆる者に許可している。これは、独立した訴訟により又は既存の本案／刑事訴訟の一環として行うことができる。

(D) 損害賠償訴訟（算定基準など）

過失が契約に基づくものであろうと、不法行為によるものであろうと、過失／違反の証拠を固めなければならず、過失に関して、裁判所には適切で法的に受け容れられる証拠が提示されなければならない。それが提示され、許容された場合には、裁判所は、損害の算定・査定のためその事案を鑑定部に付託する可能性が高い。

算定においては、以下が考慮される。

1. 経費
2. 発生した損失
3. 逸失利益

未確定額の平均は、過失／違反を行う前の 3 年に示された、最後の平均年間純利益に 3～6 を乗じて計算することができる。

(E) 典型的な成功例と失敗例、そこから導かれる提案

このタイプの紛争では、勝訴率を高くするためには、以下の書類が重要である。

1. 適法に発行された貸借対照表
2. 名声の高い監査法人による、知的財産権者の主張する数値を支持する意見を示す公認会計／監査報告
3. PAC 及び港湾監督機関からの相手方の積荷目録

X. その他の行政機関による取締り

知的所有権の貿易関連の側面に関する国際協定（以下「TRIPS 協定」）は、加盟国の国内法に含めるべき行使措置を定めている。それによれば、加盟国は、知的財産権の侵害行為に対して効果的な措置（侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む。）が取られることを可能にするため、当該行使手続を国内法において確保すると定めている。このような行使手続は、正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ、濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用される。

世界貿易機関（「WTO」）の加盟国及び TRIPS 協定の署名国は、同協定に定められている知的財産権の保護及び行使についての基準を満たす知的財産法を採択する義務を負っている。TRIPS 協定は、公正かつ公平な手続を定め、TRIPS 協定の対象となっている知的財産権の行使に関して、知的財産権者が民事訴訟手続を取ることが可能にしている。

TRIPS 協定は、行政による知的財産権行使手続を強調し、当事者には最終的な審決について司法審査を受ける機会が与えられ、加盟国の法律の管轄条項に従うことを確認している。

行政手続は、知的財産権侵害の被害者にとって不可欠な救済措置である。したがって、加盟国は、執行官に対して、裁判所の命令に基づく没収と知的財産権の侵害活動を行っている事業所に物理的に立ち入る能力を与えている。加盟国の関連当局は、こうした執行官に対して、その任務を果たすために必要な便宜を図らなければならない。

クウェートは WTO の加盟国であり、また TRIPS 協定の締約国であるので、同協定に定められている知的財産権の保護及び行使の最低基準を満たす知的財産法を採択する義務を負っている。また同国は、1998 年から世界知的所有権機関（WIPO）の加盟国でもある。

クウェートの法律は、知的財産権の行使について合理的な行政手続を定めており、政府は商工省への行政不服申立書の提出を受理することで行政サービスを行っている。GCC 商標法および施行規則を承認する 2015 年のクウェート法第 13 号（以下

「法律第 13 号」) は、これらの手続を実施している。この行政手続は、クウェートにおける知的財産権行使の重要な措置の一つである。

クウェートにおける行政申立ては、クウェートの最高裁である破毀院の原則に基づいて行われなければならない。法律第 13 号は、執行官に裁判所の命令に基づく押収の権利を与え、検査官 (administrative inspector) に侵害の対象を摘発し、司法当局 (検察) に委ねる直接行使権限を与えている。

その一方で、クウェートの当局の中には、以下のように担当職員に一定の「押収チケット」交付を認めている機関がある。

1. 自治体
2. 環境機関
3. 商工省

ただし、このような罰則及びチケットは、裁判所に異議を申し立てられたり、料金／罰金の納付によって関連当局で解決されたりすることがある。

XI. クウェートにおける知的財産登録制度

1. 商標登録制度の概要

クウェートは、商品及び役務の国際分類に従っている。商標法には、第 32 類及び第 33 類のアルコール飲料、第 29 類の豚肉を対象とする商標の保護は規定されていない。第 33 類は完全に削除されており、国際分類の第 34 類のタバコ製品を復活させている。それぞれの商品及び役務の分類について、個別の出願が行われなければならない。

商標登録の出願が行われると、その商標の登録可能性が審査される。登録官が商標登録を拒絶した場合、出願人は正式に通知された日から起算して 60 日以内であれば、裁判所に審判請求を行うことができる。登録官による許可を受けた商標登録出願は、クウェート官報 (Al-Kuwait Al-Youm) に公告される。関係者からの異議を受け付ける期間が設けられる。商標登録への異議申立書は、所定の期間 (官報への関連通知の公告日から起算して 60 日) 以内に登録官に提出されなければならない。

異議申立書が提出されると、商標出願の効力を維持するために、出願人は 60 日以内に反対陳述書を提出しなければならない。異議のあった商標出願は全て、いずれかの当事者に有利な裁判判決が出されるか、又は、関係者が和解に至るまで、登録官において係属中とされる。異議申立てがない場合には、関連する登録証が交付される。

商標登録は、出願日から 10 年間有効であり、商標の保護期間の最終年に更新の申請を提出することで、10 年毎に更新が可能である。

商標法は、商標登録の更新遅延について、遅延に対する過料を納付することを条件として、6 か月の猶予期間を定めている。失効日から 6 ヶ月以内に商標登録が更新されない場合には、自動的に取り消されることになる。このように失効した商標は、いつでも第三者の名義で再登録することができる。

商標の譲渡は、商標の登録後に記録することができる。実際には、譲渡が登録簿の商標に対して記録され、官報で公告されない限りは、譲渡は第三者に対する効力を有さない。商標の譲渡は、営業権 (のれん) を含まなければならない。もっとも、

新法の発効後は、関連企業の営業権を伴う譲渡も、伴わない譲渡も申請することができる。登録者の氏名・名称又は住所の変更、商標の補正及び登録の対象となる商品の制限についても記録することができる。ただし、クウェートでは、ライセンス又は使用者の記録は行うことができない。

クウェート国内で商標を使用していることは、商標登録出願又は商標登録の効力維持の前提条件ではない。しかしながら、商標が5年間連続して、実際に真摯な方法で使用されなかったこと、又は、商標登録に係る商品に商標を使用する誠意がなかったことを裁判所に納得させることができる者がいれば、商標登録は取り消されることがある。

法律に基づき登録された商標の無断使用、又は、そのような商標を模倣して同じ分類の商品に付す行為、同じ分類の商品の無断での販売促進目的に資するために別の者が不正商標製品を販売、販売目的での保管又は展示をする行為は、クウェートでは法律に基づき罰せられる違反行為である。

2. 特許、実用新案、意匠登録制度の概要

現在は、特許又は意匠の登録の付与を求める出願が提出されても、クウェート特許登録官は審査を行わない。クウェート特許庁はまだ特許や意匠の審査・公開・付与といった手続を開始していない。クウェート特許庁に提出された特許及び意匠は全て、運用においては、出願段階にあるものとされる。もともと、関連する発明及び意匠は、現在、それぞれ 20 年間及び 10 年間の保護を受けている。

クウェート特許庁が現在の運用を変更するまでは、特許庁による審査及び登録証の発行が行われていないとはいえ、提出された特許及び意匠出願は全て、所有及び優先権主張の証拠書類とされる。クウェートでは、異議申立て、更新、年金の納付、実施等の通常のアクションは適用できない（出願の譲渡を除く）。このような状況の下では、最初の出願により確保される保護の存続期間が終了するまでに、特許（輸入特許）又は意匠を確認するための出願を行うことが望ましい。

1962 年の法律第 4 号の条項及びその 1999 年の改正により、クウェートでの意匠の登録が可能になった。この法律は、発行され公布されているものの、現在も議会による批准と実施規則の発行を待っている状態にある。発明特許の効力は、出願日から 20 年間である。特許権者は、4 年毎に失効直前の 6 か月の間に特許の更新申請を提出しなければならない。意匠登録の効力は、登録出願日から起算して 10 年間である。

1999 年の法律第 4 号では、実用新案は、装置、手段、道具、その一部又はその他の商業的応用に使用されるものの形状又は配合の新規の技術的解決を含む出願に付与される。同法も、批准及び実施規則を待っている状態にある。出願人は、条件が満たされている場合には、その出願を発明特許の出願に変えたり、その逆を行ったりすることができる。いずれの場合も、最初の出願の提出日を考慮しなければならない。

実用新案の保護の存続期間は、出願の提出日から起算して 7 年間である。この期間を更新することはできない。実用新案は、出願の提出日から 6 か月以内に公開される。

3. ドメイン名登録制度の概要

1999年以降、クウェート科学研究所（Kuwait Institute for Scientific Research, KISR）はドメイン名の登録を認めている。ドメイン名の登録要件によれば、プライマリネームサーバーとセカンダリネームサーバーの IP アドレスが提供されなければならない。

KISR は、ドメイン名の登録について検査を行う法的義務を負わないが、先着順に処理している。法的紛争はすべて裁判所に送られ、民法の適用を受ける。とはいえ、商標登録又は企業名により、当該名称の所有権を証明することが求められる場合がある。その名称の代理店が国内にあることの証拠を記録しておく必要がある。

裁判所命令によりドメイン名の取消が命じられると、KISR は、当該命令に従って、名称の取消又は変更を行う。ドメイン名は、ある事業体について登録された場合には、その事業体が他の事業体を買収されるか又は他の事業体と合併する場合を除き、譲渡することができない。事業体が解散する場合には、その事業体が所有するドメイン名は再割当される。ドメイン名は毎年更新する必要があり、しない場合には、権利の喪失が生じる。

知的財産登録要件

出願要件

商標／サービスマークの登録出願

1. クウェート領事館の認証を受けた委任状
2. 優先権の主張を伴う出願をする場合には、クウェート領事館の認証を受けた優先権書類の認証謄本

商標／サービスマークの登録更新

1. クウェート領事館の公証・認証を受けた委任状
2. 裏書用のクウェートの商標登録証の原本

譲渡の申請

1. 譲受人が作成し、クウェート領事館の認証を受けた委任状
2. クウェート領事館の認証を受けた、両当事者の署名入りの譲渡を証明する譲渡証書
3. 裏書用のクウェートの商標登録証の原本

氏名・名称／住所変更の申請

1. 新しい氏名・名称及び／又は住所で作成され、クウェート領事館の認証を受けた委任状
2. クウェート領事館の認証を受けた、氏名・名称及び／又は住所の変更を証明する公的証書
3. 裏書用のクウェートの商標登録証の原本

合併の申請

1. クウェート領事館の認証を受けた委任状
2. クウェート領事館の認証を受けた合併書類

XII. クウェートの知的財産保護及び模倣品対策関連の NPO 及び NGO の概要

- まずは外務省、国家安全保障部（State Security）及び社会問題労働省の承認を得なければ、外国の NPO 及び NGO はクウェートでは認められない。
- 知的財産権との関連では、とりわけ、以下の 4 つの民間セクター団体（NGO）がある。

1. クウェート知的財産権保護協会（The Kuwait Society for the Protection of the Intellectual Properties Rights）

この協会は、クラブ及び公益団体に関する法律第 24/1962 号の規定に従って社会問題労働大臣の決定によりクウェート国に設置された。協会の目的は、クウェートが批准し、加盟している国際協定の範囲内の著作権、商標権及び特許権について国内の商業部門に啓発することである。

2. クウェート消費者保護市民社会（The Kuwaiti Consumer Protection Civil Society）

値上げに対する啓発、文化及び消費者による調整を目指すボランティア団体。さらにこの団体は、消費者問題やその利益に関心を持ち、民間団体と公共団体の報酬問題に取り組み、消費者を商品やサービスの水増価格に関する詐欺、不正、欺瞞から保護することを目的としている。

3. **クウェート消費者保護協会 (The Kuwaiti Society for Consumer Protection)**

この団体は、消費者の利益を守り、消費意識を高めることを目的としている。同団体は、営利目的で商業活動又は貿易活動を行うことは禁じられている。

4. **クウェート情報技術協会 (Kuwait Information Technology Society)**

この協会は、IT スペシャリストのための組織として、その機能的及び職業的な要求を追及するために設置された。また同団体は、社会の全ての階層に、発展目標を達成し、社会の必要を満たすことに貢献させるべく、情報技術分野の総合的な専門知識を提供することを目的としている。

5. **クウェート弁護士協会 (Kuwait Society of Lawyers)**

この協会は、社会問題労働省下の非営利組織として、16 人のメンバーが (1962 年の) 法律第 24 号により設立し、1963 年に活動を開始した。2016 年初めには、団体のメンバー数は 5,511 人に達した。

XIII. 知的財産保護の関連政府機関の問い合わせ先

- 商工省
 - ウェブサイト：www.moci.gov.kw
 - Tel. +965 22480000

- クウェート産業財産室（Kuwait Industrial Property Offices） – 商工省／
商標特許部
 - + 965 22 42 4426
 - + 965 22 48 3758

- クウェート国立図書館
 - ウェブサイト：www.nlk.gov.kw
 - Email: nlk@nlk.gov.kw
 - Tel. +965 22929803/4/5

- 司法省
 - ウェブサイト：www.moj.gov.kw
 - Tel. +965 22486261 – 22486204

- 内務省
 - ウェブサイト：www.moi.gov.kw
 - Tel. + 965 22430500

- クウェート税関総局（General administration of Customs）
 - ウェブサイト：www.customs.gov.kw
 - Tel. +965 24843490

- 情報省
 - ウェブサイト：www.media.gov.kw

- Tel: +965 22326000
- 産業公社 (Public Authority Of Industry)
 - ウェブサイト : www.pai.gov.kw
 - Tel +965 25302222
- クウェート商工会議所 (Kuwait Chamber of Commerce & Industry : KCCI)
 - ウェブサイト : www.kuwaitchamber.org.kw
 - Tel. +965 22423555/666 (locally)
- クウェート政府
 - ウェブサイト : www.e.gov.kw
 - Tel. +965 1800164
- クウェート国際空港
 - ウェブサイト : www.kuwait-airport.com.kw
 - Tel: +965 4319237 / 161 (locally)
 - Fax: +965 4332222
- クウェート通信(KUNA)
 - ウェブサイト : www.kuna.net.kw
 - Tel: +965 22271800
- クウェート弁護士協会 (Kuwaiti Lawyers Association)
 - ウェブサイト : www.kls.org.kw
 - Tel: +965 22493333
 - Fax: +965 22497777

XIV. 参考文献

- 2016 Special 301 Report
- Abu Ghazaleh Intellectual Property (AGIP) Handbook 2016.
- Kuwait News Agency (KUNA).
- World Intellectual Property Indicators Report, 2015
- Kuwait Commercial Law
- Kuwait Civil Law
- Kuwaiti Constitution (1962)
- Patent Law No. 71 of 2013 (2013)
- Decree-Law No. 68 of 1980 (Trademarks), as amended by Decree-Law No. 10 of 1987 and Law No. 1 of 2001 (2001)
- Law No. 4 of 1962 relating to Patents, Designs and Industrial Models as amended by Law No. 3 of 2001 (2001)
- Law No. 64 of 1999 concerning Intellectual Property Rights including Explanatory Memorandum (1999)
- Law No. 56 of 1996 promulgating the Industrial Law (1996)
- Law No. 11 of 1995 regarding Judicial Arbitration With Respect to Civil and Commercial Matters (1995)
- Kuwaiti Trade Law No. 68 of 1980 (1980)
- Trademark Law (Articles 61-95 of Trade Law, promulgated by Legislative Decree No. 68 of 1980) (1980)
- Law on Commercial Companies (as amended on October 19, 1960) (1960),
- Decree-Law No. 5 of 1999 concerning Intellectual Property Rights (1999)

- Patent Cooperation Treaty (September 9, 2016)
- Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works (December 2, 2014)
- Paris Convention for the Protection of Industrial Property (December 2, 2014)
- Convention Establishing the World Intellectual Property Organization (July 14, 1998).

役に立つリンク :

- WIPO Lex – Kuwait IP Laws and Treaties (クウェートの知財法令・条約)
www.wipo.int/wipolex/en/profile.jsp?code=KW
- USTR Releases Special 301 Report (米国通商代表部スペシャル 301 条報告書)
<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2016/april/ustr-releases-special-301-report>
- Rules of Implementation of the GCC Common Customs Law (GCC 統一商標法施行規則)
http://www.customs.gov.kw/PDFViewer.aspx?FilePath=PDF_Files/Law/En_Law.pdf

付録 (A)

クウェートの知的財産関連の公式統計

このセクションでは、クウェートにおける 2011 年から 2015 年の商標及びその登録についての統計データを紹介します。これらのデータは、商工省の特許商標庁により公表されているものであることに留意されたい。

2011 年統計:

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
商標出願	759	563	866	748	721	960	834	668	599	952	604	805	9,079
公開されている商標の調査	881	699	731	712	760	854	825	907	815	642	1,004	969	9,799
公開手数料の納付の通知	1,051	512	480	741	794	411	423	758	824	480	429	711	7,614
商標への異議申立て	10	10	6	28	8	8	15	15	20	14	14	20	168
登録証	670	430	1,013	817	1,026	708	906	721	305	632	302	155	7,685
商標の記録	138	187	109	162	107	179	212	126	161	213	195	286	2,075
商標更新申請	262	206	250	188	157	115	167	202	152	221	248	263	2,431
謄本の取得	101	50	39	38	37	33	84	10	61	43	36	74	606
公開（官報）	562	444	615	744	683	935	246	126	353	1,120	263	819	6,910
検査証（Inspection certificate）	199	169	455	246	339	313	238	169	244	280	173	223	3,048

2012年統計：

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
商標出願	622	633	1,023	863	938	758	943	677	672	708	683	916	9,436
公開されている商標の調査	613	818	776	1,160	1,056	768	837	887	531	1,051	785	868	10,150
公開手数料の納付の通知	362	363	1,017	413	506	150	730	450	773	92	323	172	5,351
商標への異議申立て	7	21	2	16	10	25	20	39	11	10	16	6	183
登録証	824	381	556	225	330	522	542	68	686	298	503	791	5,726
商標の記録	124	222	241	183	405	173	251	235	326	128	209	162	2,659
商標更新申請	288	231	354	163	169	323	230	216	199	202	192	351	2,918
謄本の取得	28	89	18	35	145	110	55	39	44	34	40	67	704
公開（官報）	407	70	982	811	603	460	661	216	783	543	591	486	6,613
検査証（Inspection certificate）	262	271	319	287	213	309	379	178	261	303	264	345	3,391

2013年統計：

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
商標出願	970	730	944	901	830	917	902	716	1,139	738	855	1,104	10,746
公開されている商標の調査	949	1,012	1,016	890	860	1,002	700	1,019	726	894	837	438	10,343
公開手数料の納付の通知	269	43	618	563	240	348	317	412	480	510	44	215	4,059
商標への異議申立て	6	10	9	27	8	10	25	17	7	16	13	19	167
登録証	237	472	640	413	449	308	522	262	321	173	199	410	4,406
商標の記録	458	109	275	330	159	218	140	201	175	90	342	168	2,665
商標更新申請	491	158	325	342	160	177	220	196	204	113	320	104	2,810
謄本の取得	26	43	25	103	37	20	65	36	34	20	29	102	540
公開（官報）	639	342	984	660	521	1,187	895	607	992	572	463	-	7,862
検査証（Inspection certificate）	287	207	295	277	289	263	233	172	290	200	180	271	2,964

2014年統計：

	1月	2月	3月*	4月*	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計*
商標出願	906	1,022	-	-	3,299	1,294	926	1,790	1,463	992	1,476	663	13,831
公開されている商標の調査	1,466	859	-	-	1,167	1,007	845	1,171	1,147	998	1,800	997	11,457
公開手数料の納付の通知	650	507	-	-	112	930	50	500	700	630	385	310	4,774
商標への異議申立て	20	20	-	-	29	10	22	6	8	20	16	10	161
登録証	569	992	-	-	744	920	350	430	825	158	507	397	5,892
商標の記録	235	279	-	-	270	209	154	213	113	123	216	137	1,949
商標更新申請	186	238	-	-	263	224	153	198	168	145	138	522	2,235
謄本の取得	43	39	-	-	130	34	42	35	31	44	25	30	453
公開（官報）	402	674	-	-	2,390	1,267	221	1,055	283	636	388	499	7,815
検査証（Inspection certificate）	234	256	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	490

* 2014年の3月及び4月はデータなし。

2015年統計:

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
商標出願	1,347	1,923	1,488	691	1,078	1,006	675	924	406	1,139	1,054	1,322	13,053
公開されている商標の調査	1,195	1,202	924	1,486	1,861	1,320	675	2,046	1,458	746	1,080	905	14,898
公開手数料の納付の通知	177	95	135	730	240	344	250	813	410	350	1,250	75	4,869
商標への異議申立て	1	11	12	20	10	20	11	16	23	13	10	12	159
登録証	251	475	480	856	841	610	550	600	278	327	300	1,100	6,668
商標の記録	163	160	343	175	163	227	116	152	164	182	190	185	2,220
商標更新申請	224	306	262	365	327	266	209	546	218	307	439	652	4,121
謄本の取得	18	48	22	22	33	84	87	96	31	55	124	122	742
公開（官報）	1,382	1,208	863	300	1,493	1,684	896	1,313	536	1,235	2,092	1,245	14,247

[特許庁委託事業]

クウェートにおける知的財産制度と
その運用に関する調査

2017年3月 発行

[作成協力]

Abu-Ghazaleh Consulting & IP Co.
Member of Talal Abu-Ghazaleh Organization (TAG Org)

[発行・編集]

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部

TEL: +971-4-3880-601

FAX: +971-4-3880-646

E-Mail: dubai_ipr@jetro.go.jp

本報告書は、日本貿易振興機構が2017年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。